

高松市告示第 238 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 8 年度において、次のとおり予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、公告します。

令和 8 年 4 月 15 日

高松市長 大西 秀人

1 予防接種の種類及び対象者

- (1) ジフテリア、百日せき、破傷風及び急性灰白髄炎の予防接種（五種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ）

生後 2 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者

- (2) ジフテリア及び破傷風の予防接種（二種混合）

11 歳以上 13 歳未満の者

- (3) 麻しん及び風しんの予防接種

第 1 期 ア 生後 1 2 月から生後 2 4 月に至るまでの間にある者

イ 令和 6 年度内に生後 2 4 月に達する、又は達した者であって、MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

第 2 期 ア 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

イ 令和 6 年度における第 2 期の対象者（5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であって MR ワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者

第 5 期 昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性で

⑤

あって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、
風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在
等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかった
と市町村長が認める者

(4) 日本脳炎の予防接種

第1期 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

第2期 9歳以上13歳未満の者

特例第1期 平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に
生まれた者で、20歳未満の者

特例第2期 平成18年4月2日から平成19年4月1日までの間に
生まれた者で、20歳未満の者

(5) 結核の予防接種（BCG）

1歳に至るまでの間にある者

(6) Hib感染症の予防接種（五種混合、ヒブ）

生後2月から生後90月に至るまでの間にある者（五種混合）

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者（ヒブ単独ワクチン）

(7) 小児の肺炎球菌感染症の予防接種

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

(8) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん）

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の
末日までの間にある女子

(9) 水痘の予防接種

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

(10) B型肝炎の予防接種

1歳に至るまでの間にある者

(11) ロタウイルス感染症の予防接種

ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン

生後6週に至った日の翌日から生後24週に至る日の翌日までの間
にある者

イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン

生後 6 週に至った日の翌日から生後 3 2 週に至る日の翌日までの間
にある者

(12) R S ウイルス感染症

妊娠 2 8 週から妊娠 3 7 週に至るまでの間にある者

(13) 成人の肺炎球菌感染症の予防接種

ア 6 5 歳の者

イ 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能
に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する
者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど
不可能な程度の障害を有する者

(14) 帯状疱疹の予防接種

ア 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に 6 5 歳、7 0
歳、7 5 歳、8 0 歳、8 5 歳、9 0 歳、9 5 歳又は 1 0 0 歳となる者
イ 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより
免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

2 予防接種を行う期間、実施場所

(1) 期間 通年

(2) 実施場所 別紙のとおり

3 接種料金

(1) 1 (1) ~ (12) の予防接種 全額公費負担

(2) 1 (13) の予防接種 3, 1 0 0 円

ただし、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯
に属する者、令和 8 年度市民税が非課税の世帯に属する者及び中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援
給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び
永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9
年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付を受けている

者については、全額公費負担

(3) 1 (14) の予防接種

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種する場合 2, 600円

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

イ 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを接種する場合 1回6, 600円

ただし、令和8年度市民税が非課税の世帯に属する者は、1回4, 000円、又生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を受けている者については、全額公費負担

4 接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん、風しん、水痘及び带状疱疹（乾燥弱毒生水痘ワクチンに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らか

な者

- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (10) 帯状疱疹（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種
 - ア これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であつて、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者
 - イ これまでに、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であつて、帯状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (11) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者